

日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区 金沢第17団 育成会・団 会計規則

(総則)

第1条 この規則は、日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区金沢第17団の育成会と団の会計について定めたものである。

(合併会計)

第2条 育成会と団の財政は、スカウト教育と団の運営のために運用されるもので、その目的と事業は同一であるため、その会計は合併して処理する。

(運営)

第3条 育成会と団の会計(以下、本会計という)の運営に関しては、育成会と団委員会が責任を持つ。

(担当者)

第4条 本会計の事務は、育成会会計幹事が行い、監査は育成会会計監査幹事が行う。

(会計年度)

第5条 本会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。

(収支)

第6条 本会計の収支は、一般会計と特別会計によるものとする。

2 一般会計は、以下のとおりとする。

収入の部

- 1)育成会費 2)登録諸費(日本連盟登録費等) 3)寄付金等
4)行事参加費 5)活動収益金(団バザー等) 6)預貯金利子、雑収入等

支出の部

- 7)登録諸費(日本連盟登録費等) 8)登録諸費補助費 9)育成会・団活動費
10)隊費 11)各隊旅行補助費 12)活動補助・記念品費
13)記章費 14)研修費 15)賃借料
16)謝金 17)慶弔費 18)事務通信費
19)特別会計繰入

3 特別会計は、以下の育成会と団の特別行事に充てるものとし、毎年翌年以降の実施を検討し、経費を前項の一般会計から繰り入れる。

- 1)団キャンプ 2)登山等旅行を伴う行事 3)オーバーナイトハイク 4)周年記念行事等

(育成会費)

第7条 育成会費は、スカウト1名につき月額1,500円とし、うち900円を第14条の隊費に支出し、600円を第13条他の育成会・団活動費等に支出する。

2 育成会費は、会計が指定する期日までに全納、または前期・後期に分納しなければならない。

3 ローバースカウトは、育成会費の全額を免除し、高校または大学を受験するスカウトは、受験日以前の6カ月分を免除する。

(登録諸費)

第8条 登録諸費として、スカウト、隊指導者、及び団委員より以下の費用実費を徴収するものとし、日本連盟、石川県連、金沢地区に納金する。

- | | | |
|---------------|----------|-------------------------------------|
| 1)日本連盟登録費 | スカウト | 3,200円(10月以降の登録は半額) |
| | 団委員・隊指導者 | 6,400円 |
| 2)石川県連盟分担金 | | 2,200円 |
| 3)金沢地区分担金 | | 500円 |
| 4)そなえよつねに共済保険 | | 800円(10月以降の登録は600円) |
| 5)スカウティング誌 | | 1,200円(団委員、隊指導者の1世帯に1冊、10月以降の登録は半額) |

(寄付金等)

第9条 育成会員、団委員、隊指導者、及び地域の賛同者等から寄付金、または助成金等を受けることができる。

(行事参加費)

第10条 育成会と団の活動費は第13条の育成会・団活動費によって支弁すること、また、各隊の活動費は第14条の隊費によって支弁することを原則とするが、特別行事等を実施するために臨時経費

が必要な場合に、行事参加費を徴収することがある。また、日本連盟、石川県連、金沢地区主催事業等に参加する者から行事参加費を徴収することがある。これらに参加する育成会会員、団委員、隊指導者も同様とする。

(活動収益金)

第11条 団バザー、または育成会会員、団委員、隊指導者、及びスカウトが参加する地域行事等により得られた収益は、一般会計の収入に繰り入れる。

(預貯金利子・雑収入)

第12条 預貯金利子、その他雑収入は、本会計の収入に繰り入れる。

(登録諸費補助費)

第13条 登録申請時に団委員と隊指導者が支払う第9条の登録諸費のうち、上限5,000円を補助することができる。

(育成会・団活動費)

第14条 育成会と団の行事、及び広報活動等に掛かる必要経費を支出する。

(隊費)

第15条 各隊の隊費は、第7条のとおりスカウト1名につき月額900円とするが、第7条3項により育成会費を免除したスカウトのうち、ベンチャースカウト隊とボーイスカウト隊はスカウト1名につき月額450円とする。ローバースカウト隊は、活動の都度必要経費を徴収するものとする。

(各隊旅行補助費)

第16条 各隊が旅行を伴う活動を実施する際は、旅費の一部を補助することができる。

(活動補助・記念品費)

第17条 スカウト、団委員、及び隊指導者が以下の活動に参加する場合は、その費用の一部を補助、または記念品を贈呈することができる。

- 1)世界ジャンボリー
- 2)日本ジャンボリー
- 3)外国スカウトとのフォーラム
- 4)日本連盟、石川県連盟、金沢地区主催の交流会、親睦会
- 5)その他、団委員会が推奨する活動

2 新たな団委員と隊指導者が制服購入する場合は、費用の一部を補助することができる。

(記章費)

第18条 各隊に共通の記章類は、必要数をまとめて団が購入する。

(研修費)

第19条 団委員と隊指導者が日本連盟、石川県連、金沢地区等が主催する研修会、講習会等に参加する場合は、参加費の全額または一部を補助することができる。

(賃借料)

第20条 育成会、団、及び各隊の活動に必要な施設、機材等の賃借に掛かる経費を支出する。

(謝金)

第21条 育成会、団、及び各隊の活動に特別な支援を供した団体、または個人に謝金を支出することができる。

(慶弔費)

第22条 スカウト、育成会幹事、団委員、及び隊指導者の本人、またはその配偶者と一親等親族の慶弔時に以下のとおり祝意弔意を表すことができる。

1)香典(1万円)

スカウト、育成会幹事、団委員、及び隊指導者の本人、またはその配偶者と一親等親族が死亡したとき

2)献花(1万5千円程度)

スカウト、育成会幹事、団委員、及び隊指導者の本人、または育成会幹事、団委員、及び隊指導者の配偶者と一親等親族が死亡したとき

3)見舞金(1万円)

スカウト、育成会幹事、団委員、及び隊指導者の本人が疾病等のため療養したとき

4)祝い金(1万円)

スカウト、育成会幹事、団委員、及び隊指導者の本人が結婚したとき

(事務通信費)

第23条 育成会と団の活動に必要な資料コピー代等の事務費、及び郵送料等の通信費を支出する。

(予算)

第24条 本会計の予算は、団委員会で編成し、育成会会計幹事が予算書を作成して育成会総会の議決を経て決定する。

(補正予算)

第25条 本会計の予算を修正する必要がある時は、補正予算を計上し、臨時総会の議決を得て決定する。ただし、急を要する場合は、団委員会の承認を得て決定し、総会に報告する。

(決算)

第26条 本会計の決算は、年1回、年度末をもって行い、育成会会計幹事が決算書を作成して、同会計監査幹事の監査を受け、育成会総会の承認を受ける。

(保存)

第27条 本会計に関する帳簿と証拠書類等の保存は、当該会計年度終了後3年とする。

(付則)

本会計規則は、平成26年4月1日より施行する。

本会計規則は、令和元年5月9日より施行する。